

警察通信施設の新設等について

平成22年11月1日

例規（警）第51号

警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しのことについては、下記のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、警察通信施設の新増設、移転および廃止等の手続について（昭和44年例規（警）第16号）は、廃止する。

記

1 趣旨

警察有線通信施設及び無線通信施設（以下「警察通信施設」という。）の適正な運用を図るため、警察通信施設の新設、増設、移転、廃止等（以下「新設等」という。）に係る申請基準等について必要な事項を定める。

2 申請基準

(1) 警察庁舎における警察通信施設の新設等

県本部庁舎、署、交番、駐在所等の警察庁舎（以下「警察庁舎」という。）において警察通信施設を新設等する場合の基準については、別表に定めるとおりとする。

(2) 公舎等における警察電話の新設等

指定公舎、待機宿舎、独身寮、一般公舎等の警察庁舎以外の施設（以下「公舎等」という。）において、警察電話を新設等する場合の基準については、次に定めるとおりとする。

ア 原則として公舎等に居住する県本部の課長以上の者又は署の課長以上の者であって、警察業務上緊急の指示連絡が必要と認められる者

イ 前アに定めるほか、所属長が事案処理等のため特に必要と認める者

3 申請要領

(1) 警察庁舎における警察通信施設の新設等

申請者は、原則として警察通信施設新設等申請書（別記第1号様式）により、主管課長（警察有線通信施設については警務部警務課長（以下「警務課長」という。）、無線通信施設については地域部通信指令課長をいう。）を経由して本部長に申請するものとする。

(2) 公舎等における警察電話の新設等申請

ア 所属長は、当該申請内容が基準に該当するか十分に検討の上、公舎等警察電話新設等申請書（別記第2号様式）により、警務課長を経由して本部長に申請するものとする。

イ 所属長は、人事異動等により申請内容に変更が生じることとなった場合は、直ちに更新、廃止等の理由を付して申請を行うものとする。

4 留意事項

(1) 警察通信施設の新設等については、関東管区警察局長の承認及び事務手続が必要となることから、警察通信施設の新設等が円滑に行われるよう、速やかに所要の手続をとること。

(2) 警察通信施設を管理する所属長は、随時その必要性を見直し、人事異動等により継続使用の必要性が認められない場合は、直ちに主管課長に廃止の申請をするなど、警察通信施設の適正な管理に努めること。

(3) 主管課長は、組織改編、警察庁舎の新設、改築等を行う場合において、警察通信施設の新設等を要するときは、必要な申請が遅滞なく行われるよう所属長に対して指導を行うとともに、関東管区警察局長千葉県情報通信部あてその旨を通知すること。

5 報告

(1) 公舎等における警察電話を管理する所属長は、公舎等警察電話管理一覧表（別記第3号様式）を記載の上、毎年4月1日までに警務課長へ送付するものとする。

(2) 主管課長は、各所属において管理する警察通信施設の設置の必要性等について随時検証するとともに、当該所属長に対して適宜必要な報告を求めるものとする。

以下別表等省略